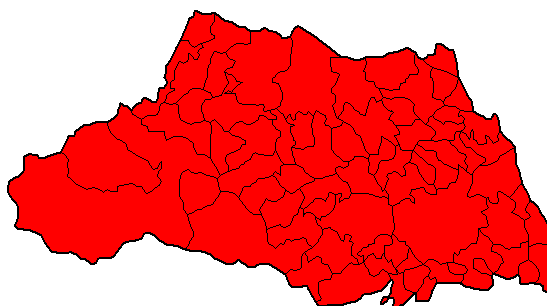


農業の6次産業化普及活動人材活用特区

都道府県名： 埼玉県

申請主体名： 埼玉県

区域の範囲： 埼玉県の全域



特区の概要：

普及指導の現場では、農業経営の多角化や6次産業化など、多様な課題への対応が求められている。

一方、農産物の加工や販売といった2次、3次産業と関連ある事業について識見を有する普及指導員が不足している。

そこで、国が行う普及指導員資格試験の合格者及びその他政令で定める資格を有する者のほか、中小企業診断士や管理栄養士といった農業経営や農産加工品のマーケティング等のスペシャリストを6次産業化を推進する普及指導員として任用し、その専門知識を活用して、地域全体の収益力の向上を目指していく。

適用される規制
の特例措置： 農業関連事業普及指導員任用事業



6次産業化の取組について説明を受ける
普及指導員



商品開発支援の様子